（苦情の申出の手続に関する規則の一部改正）

第十八条　苦情の申出の手続に関する規則（平成十三年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この規則は、警察法（以下「法」という。）第七十九条の規定による都道府県警察の職員及び警察庁の警察官の職務執行についての苦情の申出（以下「苦情申出」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 （苦情申出書の補正） **第四条**　都道府県公安委員会又は国家公安委員会は、苦情申出書の記載事項に不備がある場合には、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	（趣旨） **第一条**　この規則は、警察法（以下「法」という。）第七十九条の規定による都道府県警察の職員の職務執行についての苦情の申出（以下「苦情申出」という。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。 （苦情申出書の補正） **第四条**　都道府県公安委員会は、苦情申出書の記載事項に不備がある場合には、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（少年警察活動規則の一部改正）

第十九条　少年警察活動規則（平成十四年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（部門間の連絡等） **第四条**　［略］ 2　警察本部長及び警察署長は、全ての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。 3　関東管区警察局長は、サイバー特別捜査隊の警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するとともに、少年に係る事案の適切な取扱いを確保するため、サイバー特別捜査隊に、都道府県警察の少年警察部門との緊密な連絡を保たせるものとする。 （捜査又は調査を行う部門） **第十二条**　警察本部長又は警察署長は、犯罪少年に係る事件の捜査又は触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）若しくはぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情に鑑み、適切な捜査又は調査の実施のため必要と認められるときは、この限りでない。 2　［略］	（部門間の連絡等） **第四条**　［同上］ 2　警察本部長及び警察署長は、すべての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。 ［項を加える。］ （捜査又は調査を行う部門） **第十二条**　警察本部長又は警察署長は、犯罪少年に係る事件の捜査又は触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）若しくはぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）を少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情にかんがみ、適切な捜査又は調査の実施のため必要と認められるときは、この限りでない。 2　［同上］